

淀川水系流域委員会 第16回淀川部会

議事録 (確定版)

日時：平成14年6月24日(月)13:30~16:50

場所：ぱ・る・るプラザ京都6階会議室C

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変長らくお待たせいたしました。淀川水系流域委員会第 16 回淀川部会を開催させて頂きたいと思っております。司会・進行は庶務を担当する三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、資料の確認をさせて頂きたいと思っております。資料 1 - 1 が「第 12 回委員会 (2002.6.6 開催) 結果報告」です。資料 1 - 2 が委員会で行われました委員と河川管理者との意見交換をそれぞれ質問ごとにまとめた「委員会中間とりまとめ (020509) に関する委員と河川管理者との意見交換」です。資料 2 - 1 が「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」、資料 2 - 2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」、資料 2 - 3「淀川部会中間とりまとめ(020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要」、それから、資料 3 - 1「淀川部会 一般意見聴取の試行/現地対話集会 (案)」は、先日の 6 月 18 日の部会検討会でのご意見をもとに案を作成しています。それから、資料 3 - 2「5 月～12 月の会議日程」となっています。

参考資料 1 - 1「第 15 回淀川部会 (2002.5.27 開催) 結果報告」、参考資料 1 - 2「第 4 回淀川部会検討会 (2002.6.16 開催) 結果報告」、参考資料 1 - 3「淀川部会第 4 回検討会・論点別WG (2002.6.16 開催) 結果概要 (暫定版)」、参考資料 2 - 1「委員および一般からの意見」、参考資料 2 - 2「一般からの中間とりまとめへのご意見」は、淀川部会、或いは委員会等の中間とりまとめに関して、一般から寄せられた意見をまとめています。こちらの方は現在一般からの意見を収集中ですので、今後、こちらの方にどんどん意見を追加していくという予定になっています。

それから、委員の皆さまのお手元にファイルを置いてあります。現状説明資料等ですので、参考にご覧頂ければと存じます。

本日はいつものように一般傍聴の方々にもご発言の時間を後ほど設けさせて頂く予定です。委員の方々の審議中には発言はご遠慮頂きたいということと、発言にあたってはマイクを通して、「発言にあたってのお願い」をよくお読みになってから、簡潔にお願いいたします。それから、委員の皆さまも発言に際しては、議事録を作成する関係上、冒頭でお名前を必ずおっしゃって頂くよう、よろしくお願いいたします。

本日は 16 時半が終了時刻になっていますので、ご協力の方よろしくお願いたしたいと思っております。それでは、榎屋部会長代理よろしく申し上げます。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それでは、淀川部会を始めさせて頂きたいと思っております。

まず、資料 1 - 1 と資料 1 - 2 について庶務の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

省略[資料 1 - 1 および資料 1 - 2 の説明]

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

では、早速ですが、本日は主に河川管理者との意見交換の 2 回目ということです。前回は治水防災、水需要管理について質疑応答、意見交換を行ったわけですが、今回は、河川の利用、環境について意見交換を進めたいと思います。

まず、利用に関しまして、意見交換を始めたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

前回の水利用関係についての意見交換は中途半端ですが、今日は環境、或いは利用につきましてご質問したいと思っています。

まず、水質関係からご質問したいと思います。お手元の資料 2 - 1 の 17 ページ (28)「汚濁の発生があるときは、発生原因者の責任において現状に復する義務を有するので、利水管理者は管理の徹底を図らねばならない。」とあります。確認の意味で聞かせて頂きたいと思います。

例えば水質事故で、ある特定の企業が汚染物を川に流してしまったということに対して、原状に復すべきことだろうということはわかります。しかし、もしこれが通常の汚濁排水まで想定しておられるのであれば、例えば、流域内の全ての家庭、或いは全ての企業、全ての農家といったあらゆる発生原因者の責任において現状に復する義務を有するということとなりますので、少し意味がわからなかったわけです。資料 2 - 2 の各委員からの回答案を見ますと、10、11 ページに谷田委員からは「水質事故しか対象にならないでしょう」という回答の一方で、和田委員からは「住民、行政、河川管理者、その他が協働して新しいライフスタイルを志向してゆく」という通常の汚染排水を含むというご回答を頂いています。委員の回答が異なっていますから、一体どのように解釈したらよいのかということでお聞きいたします。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

部会の中でも、十分議論していない面があるということをお断りします。委員から何かありますか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

水質事故と表現しているのは、基本的に事業者からの大量かつ高濃度の汚染物質の排出による事故というのを想定しているものと思います。

一昨年だったと思いますが、木津川の高山ダムのすぐ上流の右支川の花前川で、産業廃棄物の処分場から未処理の廃液が流出し、花前川の魚が大量に浮かぶという事故がありました。私どもの方で分析したところでは、COD で 3000mg という大変な汚れの廃液が出ていました。その廃液の中に含まれている化学物質は、半導体メーカーから出てきたものらしいということだったのですが、はっきりと特定できませんでした。しかし、大変危険な化学物質が含まれていたと推定されるような条件にありました。

そういうことを想定していますが、例えば農業で使用する農薬といった事業者以外の原因に基づく汚染物質の排出等につきましても、その量と汚染物質の内容等に関しましては、やはり水質事故ととらえて、厳しい調査分析と事後の再発防止対策が必要かと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

わかりました。そうすると基本的には水質事故を想定しているのだが、特に特定できるような者に対しては、当然それもしかるべく原因者としての責任をとってもらいたいという意見でよろしいですね。

荻野委員から、NPO 団体、或いは地方自治体等開かれた管理体制を近畿地方整備局が築くべきだとおっしゃっています。これは、私はその通りだと思っています。

荻野委員（淀川部会）

河川管理者の仕事の中で、特に淀川のような都市部を含む河川においては、水質の監視、管理も非常に重要な役割ではないかと思えます。水量と水質というのは、これからはセットで考えていかないといけないと思えます。

今おっしゃったように、水質汚染の原因が特定できる場合は、その排出に対して何らかの改善策を求めるということはあり得るのですが、生活雑排水や農業排水に関わる水質汚濁については、一々対策ができるようなものではないと思えます。従って、将来の河川管理、或いは河川整備においては、官と NPO とがうまく仕組みをつくっていくのが賢いやり方ではないかと思って、このようなことを書かせて頂いています。

山本委員（淀川部会）

資料 2-1 の資料 22 ページに詳しく書かれていると思えます。2) 水質の各項目を合わせて考えれば、和田委員のおっしゃりたかった通常の汚染排出を含むという意図があるのではないかと思えます。ですから、部会として話し合ってきたことと資料 2-1 の 22 ページを連動させて読んで頂けたらと思えます。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

よろしいですか。では、次まいりましょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

22 ページの (36) です。ここには、基本的な考え方を従来の水質基準達成から総量負荷規制へと大きく転換するのだと書かれています。22 ページの「生活排水対策」以下、23、24 ページに具体的にその対策が出ているのですが、基本的には対策としては監視と規制であると強く打ち出されていると理解しています。当然、これは強力にやるべきだと思えますが、監視と規制だけで、本当に水質がよくなっていくのかと、私は限界を感じています。住民が川をきれいにせざるを得ない、そういうインセンティブのようなものを、仕組みとして考えていくべきではないかと思えます。もし何かお考えがあれば教えて頂きたいとい

うことです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

その通りだと思います。汚濁や水質悪化に対しては、やはり住民の皆さまが意識を持つということが大事です。まず子供たちを含めて泳げる、遊べる、飲める、その次に地域によりますが水がおいしいということが大事になってきます。そういう水質、水の認識表現の仕方が、一般の人たちが川に近づけるという意味で大事だろうと思いますし、そういう新たな方向性が必要ではないかと考えます。対策はいろいろこれから住民とともに考えていきたいと思っています。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

次は 23 ページの (37) に「合流式下水道から分流式下水道への転換・道路排水浄化の対策を図り、河川、海域への汚濁の流出を抑制する必要がある」と書いてあります。この記述は道路排水のみに限らず、市街地における面源排水のことではないのかと思い、質問しました。事前に頂きました委員の方々からのご回答の資料 2-2 の 15 ページで、谷田委員は「そうです」とおっしゃっているのですが、和田委員は「違います」とおっしゃっているのです、ここについても、部会としてどのようにお考えになっているのかを教えてくださいたいということです。

今本委員 (委員会・淀川部会)

資料 2-2 には、各委員の個人的な見解が並べられているわけですね。これらは部会として議論されたわけではありません。意見が分かっていた場合、やはり部会内で調整する必要があるのではないのでしょうか。できれば部会で検討する機会を与えてもらって、もう少し時間を頂きたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

では、部会の中で調整してもらおうということによろしいですか。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

この中間とりまとめというのは、時間的な制約の中で 4 人ほどの委員が議論をして作成したので、委員の意見が分かれる点については問題提起をしてもらって、いろいろと議論を深めていくということが必要ではないかと思えます。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

次に、環境や生態系のことについて質問したいと思います。

資料 2-1 の 20 ページ (33) の河畔林の記述です。「河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。」という記述があります。

私どもの考えでは、河道内の樹木につきましては、基本的に治水上支障がないものであれば、河川の自然な営みに任せて倒れるものは流れ流されるものは流されるのが自然ではないかと思っているのですが、この記述では「障害にならない範囲で残していくべきであり」と書いてあるわけです。ここは我々が思っている考え方と同じなのか、それとも河道内の樹木は治水上の支障にならないものについては、積極的に残す、或いは保護していくとされているのか、その点についてお聞きしたいということです。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

河川管理者が言っていることと、考え方としては変わらないと思います。残るものは残るし、残らないものは仕方がないかなと考えて書きました。

有馬委員（淀川部会）

ここには「河道内樹木」と簡単に書いてあります。中洲に生える柳の樹林も治水上問題があるだろうと思いますが、高水敷に発達してきた樹林が大きな問題だと考えています。高水敷ですから、治水上問題ないのかも知れませんが、そんなはずはないだろうと思います。河道内については治水の障害にならない範囲で残すと考えてよいと思いますが、高水敷の場合は河川管理者がどのように整備を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

高水敷についても、同じ考え方です。基本的に洪水の流れの阻害するようなものは、伐採していくと考えています。しかし、その伐採にあたっては、伐採時期であるとか、高水敷を全部丸裸にしてしまうとかいうことではなく、やはり生物にも配慮しながら伐採していくということです。基本的には、低水路であろうと高水敷であろうと、伐採についてはそう考えています。

有馬委員（淀川部会）

宮本所長がお答えの通り、治水の障害になるという場合、これは当然除外していかないといけないのはあたり前のことだと思います。しかし、高水敷の樹木を伐採して、また同じ場所に別の樹木を植えるということがよくありますが、特に高水敷の場合、その必要はないと思います。むしろ河川公園でうまく樹林を使うことを考えたらよいのではないかと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

昨日のシンポジウムで見て頂いた写真なのですが、これは桂川の久我井堰下流の河道内樹木の状態です。素人なりにこれを見て、限界かなという感じがするのです。河川管理者はこの状態をどう考えられているか、また有馬委員はどうお考えになるか、お聞かせ頂きたいのです。

有馬委員 (淀川部会)

これこそ中洲の上に発達した柳林です。恐ろしい情景だと考えます。例えば、御幸橋の下辺りでこういう情景が今まで見られました。例えば、川の流れに平行線上に伐採していくとか、当時いろいろなことがされたと思います。

治水に影響があれば当然伐採すべきだと思いますが、一方で公園が全然水に浸からずに存在し、ゴルフ場が水に浸からずに存在するという現状からすれば、この樹林が治水上障害があるということは本当なのかと私自身は思ってしまいます。御幸橋の下で治水上どのように伐採すべきかと考えられた当時は、洪水時にはゴルフ場は水をかぶって使えなくなるし、河川公園も水をかぶって使えなくなるという川でした。ゴルフ場も河川公園も一切水に浸からない水量で、今の淀川の治水が論議されるべきなのかどうか、私は疑問に思っています。

今本委員 (委員会・淀川部会)

河道内の樹木は確かに治水上障害を及ぼすことはあります。しかし、その一方で河道内の樹木が堤防を守っているという効果、昔で言えば、杭の水制のような効果がある場合もあります。河川はやはり上流から下流に向けて、どこの断面も同じ流下能力を持っているとは言えず、余裕のあるところがあると思います。余裕のあるようなところは残してもらえないかということです。高水敷に水が上がるか上がらないかの中小洪水に対しては、確かに河道内樹木はあっても邪魔にはなりません。問題は、堤防が切れるかどうかという大洪水の場合で、その時に河道内の樹木を残していたがために堤防が切れたら、それもやむを得ないと住民が甘受してくれるのかどうかということです。大洪水で切れた時には河畔林を切らなかったからだと責められると私は思います。ですから、淀川部会での堤防に対する考え方は、とにかく切れにくい堤防にしようということですから、河道内の樹木についても、これまでとは違った見方ができるのではないかと考えています。ただ、これは残された検討課題ではないかなとも思います。今、河道内の樹木を切れれば、環境派の方々から反対意見が出てくるでしょうから。私として、流下能力に余裕のあるところは残して欲しいということです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

昨日のシンポジウムでの遥さんの問題提起は非常によく、一般の方たちがどのように知っていくかと、その過程こそとても大切だということがあらためてわかりました。ある意味では、環境派の方々が行って、これはこうしたらよいという提案は 10 年前からありました。しかし、今、治水とは何なのか、利水とは何なのか、一生懸命検討しているわけですね。その結果として、その時にまちと暮らしとどういう関係があるのかという議論の結果として、環境を考えていくことです。例えば、芸術とは何かとは一遍に言えないわけですね。ですから、樹木はどうするのかということについては、その場や地域の様子によって違うと思いますね。経過によっても違うということです。そういうことを認識して知り互いに話し合っていくことが大事ではないかと考えています。

有馬委員 (淀川部会)

高水敷に樹林があるということ自体が、川らしさという考えに全く矛盾する話です。川に森はあるはずがない。しかし、高水敷に樹林がどんどん広がりつつあります。これなら淀川は洪水の心配はないと受け取るのがあたり前ではないかと思います。かつては中洲の柳は鳥の営巣を避けて切るといったことが行われていました。大事に川を治水から守っている姿勢が見えたのですが、今はそうではなく、水はこないからどんどん遊べという姿しか見えません。いったいどこに治水の心配があるのかと思うような川の管理状態だと私は思います。本来は、もっと心配しなければならない川でなければならないのではないかと思います。でなければ、川らしさというものを取り戻すこともできないだろうと考えています。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

いろいろと議論が出ましたが、次に進みたいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

資料 2-1 の 22 ページ (35) です。「河川に特有の生物・生態系を維持するために必要かつ十分な流量を確保する。」という記述があります。それから、25 ページ (39) に、「水系のダム・堰の管理・運用の見直しによる中小出水時の自然流下の促進」とあります。このふたつは関連しているのですが、まず、お聞きしたいのは、平常時の淀川の流量というのは、今の生態系にとって少ないのか、多いのかということです。つまり、流量として少ないのかどうかをお聞きしたいのです。例えば枚方でしたら、大体 100m³/s 以上、夏場でしたら 150m³/s とか 170m³/s 流れているわけです。それが少ないから十分な流量を確保しろとおっしゃっているのか、お聞きしたいと思います。

紀平委員 (淀川部会)

例えば昔は雨が降ったら増水し、雨が降らない時には渇水状態になります。生物、魚もそれにちゃんと適応していたわけですね。今はそうではなく、生物にとっては非常に紛らわしい。ですから、自然な流量の変動が大事だという意味です。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それならわかります。「流量を確保する」と書かれているので、要するに絶対的な流量が少ないと認識されているのかと思ったので、お聞きしました。

確かに、紀平委員は資料 2-2 の中で「攪乱」という言葉をお使いになっています。ですから、どちらかということ、変動、或いは攪乱ということによろしいのでしょうか。

紀平委員 (淀川部会)

そうです。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

紀平委員のおっしゃった通りだと思います。

原田委員 (淀川部会)

淀川本川だとそれでよいかも知れませんが、他の川で流量が充分でないという問題が生じている場所はあまりないと思ってよいのでしょうか。もしそうであれば、「変動」と読みかえてよいと思います。つまり、この流域委員会が対象としている地域全体で流量的に問題が起こってないのでしたら、この文言は変更すべきだと思いますが、そうでなければこのままでもよいのではないかと考えています。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

絶対的な流量が少ないという感じは受けていません。ただ、紀平委員がおっしゃったように、水位変動が殆どなくなってきているということは確かに問題だと思っています。

原田委員 (淀川部会)

現状を認識してない部分があるかもしれませんが、例えば発電のために昼だけたくさん水が流れるような場所も含めて、ないですか。

河川管理者 (近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

はい。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

「必要かつ十分な」という言葉をつけて「流量」と書いてしまうと、間違いですよ。

例えば、洪水が来もしない時に8日流量や20日流量を流しても生態系には全然意味がないわけですね。ですから、自然流況とあわせて産卵できるような時、つまり梅雨時の出水が出る時に8日なり20日の流量があることが大事ですし、逆に生物が産卵に来るか来ないということだけではなくて、河川の砂洲の構造、或いはそういう砂れきのところが流されるような流量も要るわけですよ。

実はこれはまだ土木工学でも解明されてないし、生態学としても解明されてない問題にチャレンジしつつ、全体として言えば生態系を維持するための適切な「流況」だと思います。流れのフロー・レジュームに近い感じかと思います。表現は今後また検討して頂くとして、単に従来の流況だけの解析では生態系についてはこれ以上議論できないというのが私が今持っている印象です。

今本委員 (委員会・淀川部会)

現在の淀川は、他の河川に比べまして、ふだんの流量は豊かな方だと思います。もっと水量が欲しいという意見もあるかも知れませんが、現実にはあの程度が限界です。問題

は水位の変動が少ないということです。そのためにどうしたらよいのかというと、河道断面の形状を工夫することによって解決できるのではないかと思います。例えば高水敷を切り下げる、或いは瀬や淵ができるようにもう少し低水路の幅を狭くする等、いろいろな工夫があると思います。

荻野委員（淀川部会）

この点は、将来環境用水をどう確保するか、従前の河川維持用水と今後必要とされる環境用水をどのように峻別していくかということにつながっていく問題だと思います。

利水管理からいいますと、水需要者に不足のないようにその上無効流が生じないようになるべく平坦な流況になるよう管理されています。それが生態系にとって悪い影響を与えるとすれば、これはこれまでの利水管理そのものが否定されることになります。ですから、比較的流量が小さくなった時にダムから補給し、ある一定流量を与えるという管理が、生態系にとって自然ではないから駄目なのだとすれば、管理者はやりにくくなるということが1点です。

それから、将来的には環境用水というものをどのように河川の生態系保全の中に取り込んでいくかということについて、生態学者がきっちりと考え方を打ち出して欲しいと思います。今、谷田委員が「流況」とおっしゃったのはイメージとしてはわかるのですが、ここがいけないのだ、こういうふうにやらないと駄目なのだともう一步突っ込んで流域委員会としてはっきり言わなければ、うまく議論ができないかなと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

本当はすぐにお答えをしなければいけないところだと思います。従来の河川工学は治水と利水のための流況管理だったと思います。生態系維持のための流況管理の研究というのはやっと始まったばかりだと理解しています。

今本委員（委員会・淀川部会）

そんなことはありません。当然、そういうようなことは念頭に置いていますよ。

谷田委員（委員会・淀川部会）

そうですね。私の不勉強でした。

それから、荻野委員がおっしゃったように、利水と環境が抵触する場面での流況管理が始まったのは霞ヶ浦だと思います。アカザを保護するために従来型の管理と全く逆転の管理を始めたと聞いています。どの程度で折り合いをつけているのかはわかりませんが、どのように折り合いをつけていくかという問題も含めて、かなり長期的に考えないと仕方ないと思いますね。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

これは前回の河川管理者とのやりとりの最後に出てきた部分です。河川管理者の質問の

7ページ、利水のところで同じような視点からの問題提起があったと思います。6月16日に第2回部会検討会を開催し、水需要について議論を行いました。その内容を参考資料1-3として出しています。荻野委員がご紹介になったように、これは明確な法的根拠はないのですが、基本的に河川維持用水というものが一応設けられています。ただ、これは必ずしも環境的な面からきちんとした根拠付けをして出てきているものとは思いませんが、非常に関連しているとは思いますが、河川ごとの河川維持用水を考えて確保していると言われていますが、その実態は、これまで提供されている資料の中には出てきていません。新たな水利権発生の許可をする時にこれがかなり大事な部分で、どのように考えておられるのか、実態がどのようなものであるかを資料で示して頂いて、それを受けて部会で検討しなくてはならないと思っています。

是非そういう資料も提供して頂いて、なお部会の方で継続して議論を深めて、またこの意見交換のテーマにさせてもらいたいと思っています。

紀平委員(淀川部会)

水の中の生き物にとっては、濁水であろうが増水で氾濫原ができようがしたたかに生きています。流量の変化が産卵を促すことにもなります。ですから、私は今本委員がおっしゃったように、河道の形状の問題だと思います。水をかぶって氾濫原ができることが一番大事だと思います。

榎屋部会長代理(委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。では、次に進みましょう。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

資料2-1の25ページ(39)には、「中小出水時の自然流下の促進」とありますが、今の話からすれば、これはどのように位置付けたらよろしいのでしょうか。

塚本委員(委員会・淀川部会)

先ほど今本委員も言われたように、基本的には断面をなだらかにすることで変動は起こると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

そうすると、基本的には断面を滑らかにして、流量が少しでも変われば、それに反応するようにするというのが基本だと思います。その上で、さらにできるだけ自然の流況というか、あまり人工的にコントロールせずに流した方がよいというご意見だと理解させてもらってよろしいでしょうか。

塚本委員(委員会・淀川部会)

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

その時に、先ほど寺田部会長がおっしゃったことと関連するのですが、自然流況に近づけるということは、ダムなり琵琶湖の水位がより速く低下していきます。ということは、水を利用するということ言えば、不安定になるというトレードオフがあります。これは非常に大きな問題なので、淀川部会のワーキング等でまた一緒に勉強させて頂きたいと思えます。

それでは、次に行かせてもらいます。

26 ページ(41)です。「本来の河川が持っていた浅瀬の復活などにより、外来種が繁殖しにくい河川環境を復元することに努める。」ということで、私どもからは、外来種の中には本来その川に存在しないような魚も含めるのでしょうかというご質問をしています。それに対して、谷田委員から「国内外来種も含めて考えるべきでしょう」と資料2-2の16ページにあります。もう少し詳しく教えて頂けますか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

これは紀平委員のご専門ですが、例えば、琵琶湖産アユの種苗を全国に出荷したために日本の淡水魚木目が攪乱されてガタガタになってしまっていることを考えれば、国内、国外にかかわらず、大きなインパクトを与えるということが実証されていると思えます。

それから、淀川水系の固有種だけが大事にされるべきではなく、地域的広く分布しているのだが淀川にもいる種類についても、やはり大事にされないといけないと思えます。特に淡水の生態系というのは、海と行き来する生物以外は非常に隔離度が高いですよね。そういう意味では、遺伝的多様性も含めて、淀川以外にもいるメダカであれ、フナであっても、それぞれの場のものを大事にするのが原点だと思います。漁業の利用はそれを十分に配慮しつつ考えなければいけません。種苗の放流も、それを配慮して考えなければいけませんと私は思えます。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

これは、そんなに専門的に書かれたところではないと思えます。外来種というのは、一般的な理解としては国内に古来からいた魚ではないもの、つまり外国から入ってきたものです。ですから、国内でどこかからどこかへ移植したものを外来種とは言わないです。ですから、谷田委員のご回答は多少混乱が生じる回答ではないかと思えます。

それから、中間とりまとめの文章で気になる点として、「本来の河川が持っていた浅瀬の復活」という表現が少し舌足らずではないかと思えます。浅瀬というのは、どの程度からが浅瀬なのかははっきりしませんので、この文章は訂正した方がよいと思えます。例えば、「4、50cm程度の浅瀬の復活等により」という言い方をして頂ければ、ブラックバスはそういうところへあまり行きませんから、そういう浅瀬を増やせば外来種の繁殖を少なからず防げる条件をつくっていくことになります。

有馬委員 (淀川部会)

倉田委員とは反対の意見ですが、外国から来たものだけを外来種と言うのではないと思います。現在、外国から来たのは国外外来種と言われ、日本の中でよその地域から来たものは国内外来種といえます。外来種概念が大きく変わりつつあって、近頃は地域外来種という考え方も導入しないといけないのではないかと考えています。

中間とりまとめに書かれている外来種というのは、ブラックバスやブルーギルのことで、これらに有害外来種という名前がつけられて、駆除するべきだということになっています。ブラックバスやブルーギルは有害ではなく、人間の都合でこれを有害としている、こんな考え方で生態系をどうのこうのと言ってよいのかと私は思います。もっと違うところで外来種対策をやっていかないといけないだろうと思います。駆除ではなくて、倉田委員がおっしゃったような浅瀬の復活を考え、河川環境を復元する、というようなところで対応する問題だと思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

質問ですが、外来種もいろいろな種類があると言われましたが、その定義というのを明確にすればよいということなのでしょうか。

有馬委員 (淀川部会)

「外来種を駆除せよ」という考え方ではなく、「外来種が繁殖しにくい河川環境を復元することに努める」という考え方が重要だということです。「有害外来種を駆除する」とか「有害外来種に対する対策を」というような言い方がされていましたが、これは人間中心の考え方なのです。

ですから、ブラックバスやブルーギルというのが問題になっていますが、川を本来の川に戻す、例えば浅瀬を復活したり、高水敷を切り下げるといった方法で外来種に対応できるのではないかと考えています。ですから、定義の問題ではないと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

生物であっても長い時間安心して暮らせるかということは非常に大事なことから、人間が氾濫を起こすようなことはやってはいけないとは思いますが、自然の川であれば、人間が手を加えずに生物同士がその地域の状況、長い時の中で育ってきたということがあったのではないかと考えます。

原田委員 (淀川部会)

有馬委員のご意見に対してですが、確かに川の中でできることもあると思いますが、川の中ではなく、ダムで繁殖した外来種が川にどんどん流れてくる、或いは上流に上がっているという現実もあると思います。ブラックバス等がいなくなって欲しいなら、そういうことを踏まえて、駆除も考えざるを得ないのではないかと考えています。

渡辺委員 (淀川部会)

全くその通りだと思います。資料2-1の26ページ(41)の質問に対して答えれば、中間とりまとめに書かれている外来種とはブラックバスとブルーギルのことだと思います。このほかに、例えばハクレンやコクレンといった外来種もいますが、ここで今言われているのはあくまでもブラックバスとブルーギル、これだけのことを言っているのではないかと思います。ですから、書き方としては、先ほど倉田委員もおっしゃったように、もう少し表現を変える必要があるのではないかと思います。

現実としてブラックバスやブルーギルは固有種の魚に被害を与えていて、全て人間の都合で駆除されたりしています。それが良いか悪いかは別にして、考え方としては、駆除するのが自然ではないかと私自身は思います。

有馬委員 (淀川部会)

滋賀県で問題になっていますが、ブラックバスやブルーギルを駆除しないでくれという運動があります。ですから、ブルーギルやブラックバスの駆除をそのまま出すわけにいかないだろうと私は思います。やはり、外来種問題として対処すべきだと思います。ブルーギル、ブラックバスも、恐らく日本の川や湖で安穏と暮らしているのではなくてとんでもないところに連れてこられて必死で生きるために手あたり次第に食っているのだろうと思います。

渡辺委員 (淀川部会)

よくわかります。しかし、あまりにも繁殖も激しいのです。昨日のシンポジウムでも話題になりましたが、ホンモロコヤアユを食い荒らしています。やはり、限度があります。他に影響があまり及ばない範囲での保護ということならわかりますが、今一番問題になっているブラックバスやブルーギルは駆除という形で対処すべきだと思います。

漁業権を持っている方は権利ばかり主張して、義務が伴っていないということがあります。有害なブラックバス等を駆除する義務も漁業権の中に入れるべきだという意見もありますね。

有馬委員 (淀川部会)

そういう意味であれば、ブラックバス、ブルーギルの駆除について中間とりまとめに書いてもよいだろうと思います。委員会、琵琶湖部会でも、外来種の駆除について出しにくかったのではないかと思います。どうでしょうか。

それから、私はブルーギルやブラックバスの保護は全く考えていません。

原田委員 (淀川部会)

先ほどの外来種の話の中でのダムのことに触れましたが、浅瀬の復活も将来的には重要だと思います。しかし現実的問題として、これはまだちゃんと調べられていないと思いますが、ダムでブラックバスが繁殖して、それが下流に流れ出す、或いは上流へ上がるとい

う形で、ダム区域以外に影響を与えている可能性は十分にあると思います。その可能性が現実である場合、ダムを管理されている方が、日吉ダムで見せて頂いたようにダム湖でのバス釣りを促進するのか、それとも有害だとわかったらだから、駆除するという方向をとられるのか、考えておいて頂かなければならないと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

結局、外来種はブラックバスやブルーギルのことだと考えてよいわけですか。

紀平委員（淀川部会）

カダヤシもいますね。案外目立たないが、淀川ではカダヤシというメダカと同じくらい大きさのものがいるのですね。これがイタセンパラの稚魚やメダカを滅ぼしている原因でもあります。ですから、ここではブラックバス、ブルーギル、カダヤシ、この3種が問題です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

タイリクバナタナゴはどのようなのですか。

紀平委員（淀川部会）

タイリクバナタナゴは、在来のニッポンバナタナゴと交雑していなくなったのですよね。天然では殆どいません。だからといってタイリクバナタナゴを退治するという話ではありません。確かにこれも外来種ですが、放流が問題です。

大事なものは、魚食性の強いブラックバスの放流が問題です。スポーツフィッシングをやっておられる方々のグループに対しての啓蒙、話し合いが重要だと思います。日本の環境で育っているブラックバスは近親交雑でそれほど大きくなっていないのです。できるだけ大きくなるバスを育てるために海外から受精させた発眼卵を密かに持ち帰り、それを池や川に放すということが行われています。そういう実態があることを実際に聞いています。次々にバスの仲間が日本に入ってきて、それが交雑しています。このことは釣り屋はよく知っているのですが、生態学者や魚類学者は知らないという状況です。その人たちは、現地で簡単に精子をかければ発眼卵ができたといいます。そして日本へ持ち込んでいるのです。ですから、そういったことへの対応が大事だと思うのですが、非常に難しい問題だと思います。

淀川でも、昨年淀川大堰の水位変動の実験をして頂き、ちょうどブラックバスの産卵期に5、60cm水位を下げてもらったのです。すると、80cmくらいの辺で産卵していたブラックバスが、水位が下がって30cmくらいになったので産卵できなくなりました。というのも、ブラックバスは天敵の鳥を恐れてもう少し深いところへ移動します。ワンドの深いところは泥なので、ブラックバスの産卵場が少なくなりました。ブラックバスの稚魚がちょうどかえってきて大きくなった頃にイタセンパラの稚魚がふ出し、それをブラックバスは食べているのですが、例年に比べて、去年はブラックバスの稚魚が少なく、イタセン

パラの稚魚が近年にないほどたくさんいたということです。今年もそうですね。ブラックバスの稚魚が少なかったようです。ブラックバスは80cmから1m50cmくらいの浅瀬に好んで産卵しているように思いますから、50cm以下の浅瀬をつくれば、ブラックバスをかなり抑えることができると思います。

しかし、それだけでは解決しません。すべての川に、又、川全体をそういう浅瀬ばかりつくるわけにはいかないですから。

田中委員（淀川部会）

環境に国境はないと私は思っています。魚だけでなく動物・植物、これは世界的な問題なので、淀川水系だけで論じても、解決しないと思います。当然ブラックバスやブルーギルで商売している企業がいる限りは、国レベルできちっと罰則の厳しい取り締まりの法律をつくっていかねば、海外から持ってくる人がいるのは当然のことなのです。とてもではないですが、我々市民レベルやこういう河川整備のレベルでは解決できない問題だと思っています。国際的レベル例えばワシントン条約の様に国際間の規制がまず重要だと思っています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ブラックバスは正確にはオオクチバスと言いますが、コクチバスもブルーギルも、駆除の方針を農林水産省が決めているはずですが、今年5月、全国の漁連、漁業協同組合連合会の全国組織ではっきりと駆除の方針を公表しました。ですから、国レベルではそういう方針を打ち出して、各府県に通達が行っているはずですが。

それから、植物は根を生やして定着するので地域外来種などを区別しやすいですが、魚は移動性があってそのような分類はむずかしいので、私はこれは外来種という表現でよいと思います。さらに、今おっしゃっていたように新しくバスを放流して交雑させたり、とんでもない魚まで淀川水系に放流しています。この間、アメリカ産のものまで見つけたというニュースが出ていました、外来種と言っておくしかないと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。この話はまだまだ尽きないと思いますが、次に進みたいと思います。よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

それでは、次に移りたいと思います。資料2-2の19ページ(30)です。

ここには、「堤外地に設けられている運動施設はあくまで暫定的なものという認識が必要である。」「また、一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。」「それから「しかし、多くの市民によって運動施設などの利用がなされ、市民のニーズが高いことも事実である。ゾーニング等の手法を用いて、河川空間を適正に利用する必要がある。」という記述があります。

そこでお聞きしたいのですが、これらの文章を総合的に判断すると、今ある施設はニーズもあるから、将来的には別としても、当面は存続もさせるということだと理解しています。しかし、河川管理者がさらに新しい施設をつくる、或いは自治体等が占用許可を得てつくられるということについて書かれていませんので、お考えをお聞きしたいと思います。

前に頂いた資料では、有馬委員も紀平委員も梶屋委員も新たな整備は認めないと書かれているわけですが、いろいろなところから頂いている意見や要望には、グラウンドをつぶせという内容のものはありません。グラウンドをつくってくれ、或いは今のグラウンドを永続的に使わせてくれという意見が圧倒的に多いのですね。まさにそういう住民の意見を反映するのがこの流域委員会なのですが、それを踏まえて河川敷における今後の新しいグラウンド整備についてのお考えをもう一度確認したいということです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

現時点の皆さまの要望と将来どうあるべきかということはやはり違うと思います。

この委員会は、都市計画に弱いですね。専門家が入っておられないというのがちょっと残念です。これからは堤内地、堤外地の関係がすごく重要になってくると思います。グラウンドも、やはり堤内につくっていくべきであろうと思います。ですから、ある1つの目的だけで川を限定して使うのはよくないのではないかと、本来堤内にあるべきものは時限的なものとして使うのが大事だと思います。どうあれば、暮らしとして安定し、合理に近づいていくのかということです。川だけではなく、まちそのものの生活がどうなっていくかが非常に大事になってくると思います。

それから、ゾーニングの話ですが、これも地域の特性、川の特性の結果として生まれてくるものだと思います。それがゾーニングの基本ではないかと考えています。

小竹委員（淀川部会）

汽水域では必ずグラウンドが必要だと思います。ゴルフ場はあまり賛成しませんが、いつも申します非常物資の揚陸場として必要ですし、そこは平常時にはラグビーやサッカーができると思います。

むしろ従来から問題になっているのは、せっかくグラウンドがあるのに、特定の団体が占拠し過ぎている、勝手にかぎをつくって使えないという状況ですから、お互いの棲み分けを管理をして利用しやすいようにするべきだと思います。ですから、私どものネイチャークラブが監視しているところでは、一種の自然保護区、お母さんと子供さんがバーベキューをする場所等、いろいろな考え方が出てくると思いますが、その都度、上手に提案して頂ければ、お互いの理解でやっていけるとと思います。

大阪市の8つの区が、流域委員会の中間とりまとめを集約して、水フォーラムを来月からスタートしていこうとしています。大阪市として河川敷をどう使うか、流域委員会で議論されていることがそのまま出されています。私たち流域委員会は、中間とりまとめの内容の内大阪市として取り入れられる部分と取り入れられない部分を聞いてみればよいのではないのでしょうか。土手の上から顔を出すビルは3階建て以上ですから、そこへ緊急避難

場所の展開もできます。いろいろ都市河川の問題も含めて考える必要があります。

少し脱線するかもしれませんが、国土交通省がやられている堤防の内側のコンクリート舗装路は、緊急道路として採用する話が出ているわけですが、大きなトラックが通れば、あのコンクリートの厚みではすぐに傷んでしまいます。30センチ以上で鉄筋を通してないと大きなトラックは走れないと思いますが、それをどう解釈しておられるのでしょうか。それから、私がヘリポートのことを申しましたら、それは草のところでもよいでしょうと委員から言われたのですが、ダブルローターの大きなトラックを運んでくるようなヘリコプターですと、草むらではめり込んでしまって、全然役に立ちません。

両岸に非常時の場所を設ける部分とグラウンドをどう結びつけていくか、特定の団体に占拠されない利用は、可能な範囲でお互いに譲り合うことで可能だと思います。

ですから、鳥飼大橋から上流と、長柄橋から下流の汽水域は、モーターボートの件も出てきますし、大分細かく棲み分けた話し合いが大事だと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

もっともだと思います。都市河川というのは、小竹委員が言われるよりもっと厳しい状況です。

荻野委員（淀川部会）

この問題は沿岸市町村と話し合いをしなければならぬと思います。そうでなければ、新規にグラウンドはつくりません、グラウンドは将来的に堤内地に移動しますという方針は出せないだろうと思います。

淀川部会では、地域住民との対話集会を考えていますね。特にこの問題については、枚方市等の関係市の行政の方と住民の方とともに、利用の仕方について徹底的に議論をしないといけない問題ではないかと思っています。しかも、中途半端にしてしまうと、環境派の人にも地域の利用を希望している人にも不満の残る結果になってしまうのではないかと心配しています。環境派には、利用派にああなるほどと思わせるだけの根拠を徹底的に考えてきてもらいたいし、利用派は、グラウンドが必要だと思わせるだけの根拠を示して欲しいと思います。

先ほど、都市計画の問題を言われましたが、流域委員会には都市計画の観点がありますね。これは河川管理だけを対象にしていて、面的なことを一切考えようとしなからずですよね。都市計画と河川管理の問題を徹底的にやりたいということです。

もう一つだけ言わせてもらいます。昨日のパネルディスカッションで、あるパネリストの方が、河川を畑として利用するのはどうだろうか、芋畑なんかはよいのではないかとおっしゃったのです。芋畑をつくるとモグラが増えます。モグラが増えると穴をあけますので、堤防がもろくなります。

それから、幾ら市民がこうやって欲しい、こうありたいと河川利用の希望を出しても、河川管理上、安全管理上、できないことが必ずあります。そういうことについては、理想的な議論ばかりするのではなく、きっちりと対応した方がよいと思います。限られた時間

の中で有効に議論をしていかななくてはならないので、できることとできないことを見極めるべきです。都市計画まで議論を広げてしまうと、かなり広範囲にまで議論を展開しなくてはいけないことになります。ですから、議論のポイントをつくっていかなくてはならないと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

都市計画の考えも非常に大事だと思いますが、それはとても時間がかかる話です。グラウンド、スポーツ施設だけに絞って、何故、堤外地から堤内地に移動しなくてはいけないのかを議論しなくてはなりません。

例えば、H市やI市が、学校、企業、大学が持っている広いグラウンドの利用を考えもせずに、河川敷のグラウンドを利用するというのは、やはり発想としてはおかしいと思います。

ですから、都市計画まで持っていくのは大変だが、そのレベルの議論は周辺市町村とすぐにできるのではないのでしょうか。もちろん施設の管理上の問題はたくさんあります。

塚本委員（委員会・淀川部会）

なぜ河川整備の中に環境が加えられたかを考えて欲しいと思います。理想より必要な合理を持たなければ、現実は見えないのですよ。現実に対して、どうしていけば合理に近づけるかという検討ができないのです。ですから、どういうものが理想であって、そのプロセスをどう踏めるかということが一番大事なのです。だからこそ、堤外地のことも堤内地のことも考えないといけないのです。そういう発想の仕方、それから時間と具体の各プロセスを委員自身が知りながらやっていくということが一番大事であると思いますよ。

山本委員（淀川部会）

昨日のシンポジウムで、一般の人の意見をかなり反映されているのだろうと思われるパネリストがいらっしゃいました。自然環境派の方はやはりその方を説得しなければいけないと思います。私がこの流域委員会に参加した時には、河川は整備されて気持ちよく使えるところであって欲しいという思いを持った沿川の住民として来ていたわけです。しかし、いろいろなところを視察して、どれだけ河川が痛めつけられているかという現状を見て、聞いて、学んで、ああ、これはやはりこのままでは駄目だな、河川法の改正が意図するところを最大限に生かして、この先のことを皆さまでプランをつくっていかないといけないのだなと痛感したのですね。痛感しなければ、理解はしても納得できないと思います。

ですから、この流域委員会で、グラウンドはこれから作りません、使えませんが決まったからといって、それを説得できるわけではないと思います。この先、例えばここで話し合われていたように、川というものがどういうものなのか、淀川環境というのはこんなものなのだとともに話し合っ、意見を闘わせていく場というのが必要だと思います。

この部会では、グラウンドは駄目だが、河川敷で野球をやっては駄目ということではないという話がされています。整地して、高水敷になってしまっているグラウンドではなく、

高水敷を切り下げた状態で、昔のいわゆる川原、原っぱで草野球をやる分には何の支障もないし、そこでサッカーをしたらよいのだということなのですね。ですから、スポーツをしてはいけないと言っているわけではないということも一般の方々に言っていかなければいけないことだと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

この流域委員会は、川のあるべき姿、或いは我々が望む川づくり、それを目指しているわけですが、今の高水敷の利用に関しては地方の自治体は反対するでしょう。しかし、地方の自治体の方に言いたいのです。それは行政の貧困な結果であって、グラウンドというものは本来堤内地にあるべきものなのです。緊急避難的に河川敷に来て、例えば少年野球の方もいろいろ言っていますが、少年野球の人たちはあんな川原でやるよりも、もっとよいグラウンドでやりたいはずです。

ですから、川本来の姿、川でなければできないようなことを中心に河川敷利用について考えていかなければなりません。恐らく住民の方の意見を聴けば、猛反発を受けるのは私自身は覚悟しています。しかし、本当に何がよいのか、これは大いに議論して、むしろあるべき姿を求めていった方がよいのではないかと私は思います。

田中委員（淀川部会）

猛反対で、恐らくいろいろと言われると思いますが、その一方で、市民の中にはそうでない方もたくさんおられると思います。その声が聞こえてこないだけだと思います。

そういった意味では、堂々と川のあるべき姿を優先的に考えている委員会なので、それを主張するべきだと私は思っています。

小竹委員（淀川部会）

私はもっと広く見ていまして、例えば子供たちを遊ばせてもよいから、その借用料を浄化槽のために使う、或いは、上流の浄化槽のための資金が不足しているのなら、都市部の河川敷の駐車料金の使用料を上げてその不足分に充てるといったことを考えています。

学校単位で見ると、学校のグラウンドはいつもいっぱいですね。余裕はないという状況です。ナイター設備をつけて利用するとしても、クラブ活動でその面積が使用されてしまいます。ですから、河川敷を使える時にうまく使わせて、その費用を将来の計画のために使えばよいと思います。堤内地に運動公園を新たにつくっても、人口が多いですから、いずれいろいろ問題が起きると思います。

それから、外来種についてドクターの立場から言えば、FIFAワールドカップ™が開催されたことで世界中のウイルスが持ち込まれました。風邪の患者さんは消化器系統がいろいろと問題を起こしています。

そういういろいろな問題を抱えながら、お互いに話し合っ、譲り合っ、20年、30年先の子供たちや若い人たちのために水の問題、河川敷の問題、堤外地の問題に、それぞれいろいろな知恵を出し合っ取り組めば、そうむちゃな意見も出てこないと思います。

譲り合いの精神をうまく出して頂きたいと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

都市計画についてお話ししたのは、まち自身そしてその中の川そのものが非常にひどい状態になっているのです。今本委員が言われたように、都市計画自身が、人が住みにくく子供が育ちにくい空間になっているのです。だからこそ私は、時間的に堤内地、堤外地のことを話し合っ、認識を持って、理想を持って、両方のことを議論する必要があると思っています。都市自身のありようがどうあったらよいのかを当然考えるべきだと思います。もちろん、現状では河川敷を使わざるを得ないところという事情があります。その限界ということも知っていかないと、お互いに譲り合っ、やっていけないです。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。

では、次に進めましょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

すいません、新たな整備を認めるのか、認めないのか、肝心なところがよくわかりません。

原田委員 (淀川部会)

今現在普通の川原になっているところにあらたに公園やグラウンドをつくるということ、を認めるのか、認めないのかという意味だとしたら、部会としての回答としては、そんなものは認めるべきではないということだと思います。私はそういう印象を受けていました。

ここからは私の意見になるのですが、全体としては少しずつでも自然の場所を増やしていきたいという考えにたち、新しいところをあらたにグラウンドをつくるのであれば、その分、どこかに自然を回復すると、いわゆるミティゲーション的な考え方もありえると思っています。また、自然回復が重要な場所をもとにもどすため、より重要でない場所に移設する等もありえると思っています。

川上委員 (委員会・淀川部会)

平成12年3月の地球環境保全に関する関係閣僚会議で閣議決定された「生物多様性国家戦略」、山村委員からご提供頂いた資料なんですが、これを読んでみましたが、その生物多様性国家戦略を実際に実施していく場として、河川・砂防・海岸が大きなテーマとして掲げられています。

政府の方針として決定している以上、河川の領域における自然回復に全力を挙げて取り組むべきで、その観点から、今まで議論されています都市計画等との話し合いや議論は大切だと思います。この大方針に従って行政として処していく責務があるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

私は、政府が決めたから、それがどんなものであってもその通りに実施するというやり方は、従来までと同じではないかと思っています。

皆さま方がおっしゃるのは非常によくわかりますし、私も個人的には非常にわかるのですが、ただ地域住民の方々のニーズがあるわけです、現実には。そして、それはこの流域委員会で議論した方向と違うのです。ですから、この流域委員会で決めたことは政府として決めたことだからやるのだというやり方は、内容こそ違え、従来の我々のやり方と同じではないかと思えます。

基本的にグラウンドを新たにつくるのをやめていこうという方針は、それはよいのですが、その一方で多くのニーズとどうやってコミュニケーションを図り、納得してもらうのかをきちんとしなければ、従来の行政と同じやり方だと私は思いますが、いかがでしょうか。

田中委員（淀川部会）

であるならば、例えば河川法が改正されない以前においても、十分問題視されなければならない問題ではなかったのでしょうか。それをお聞きしたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そう思います。

田中委員（淀川部会）

環境という重要な側面が新河川法で新たに加えられたことで、なおさらこの問題は深刻になったと河川管理者として受け止めておられると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

まったく、その通りです。環境を重視する方向性にはそぐわないニーズが、声として表れてきているわけですね。その声に対して、どのように対するかという問題があります。まさに先ほど山本委員がおっしゃったように、コミュニケーションを図っていかなければならないと思います。私たち流域委員会の考え方が正しいからやるのだというやり方は、進め方としてどうかと思います。

榎屋部会長代理（委員会・淀川部会）

それは宮本所長のおっしゃる通りだと思います。先ほど荻野委員も言われましたし、やはり議論して、納得して、川本来のあり方やグラウンドはどこにどうあるべきかをこれから淀川部会としても地方自治体や地元の人と議論していこうということになっています。

紀平委員 (淀川部会)

この流域委員会はなぜできたのかということが重要だと思います。まずは、流域委員会としてはやはり認めないということをはっきりさせて、その次の段階として、宮本所長が言われたように、地域住民、或いは市町村と話し合う機会をつくって頂いて、納得して頂くことが大事だと思います。

今本委員もよく言われますが、何もかも限界に来ているのです。治水も利水も環境も限界に来ているので、それを何とかしたい、特に環境について何とかしたいということで流域委員会が生まれているのですから、地域住民や役所等にも納得して頂いて、将来は公園やグラウンドは堤内地に移動する、今後新しくつくらないという方針でいくべきだと私は思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

では、また議論させてもらうということでお願いいたします。

今の件に関連するのですが、一部の団体や人間に排他的に利用を認めるべきではないというご意見があります。それに関連しまして、例えばお茶の栽培等、実際許可を得てやっている人がいるわけです。こういうことに対してはどうなのでしょう。

これは、まさに昨日のシンポジウムにありました、サツマイモ畑はよいではないか、いやサツマイモ畑も駄目なのだといった話に繋がっていると思います。川上委員のご意見は昨日十分お聞きしたのですが、他の委員の方はどうおもっていらっしゃるのでしょうか。

昔、そんなに大きな堤防はなく、地域と川が分断されていない時には、恐らく川の水なり、川の生態が我々の生活の場の中ににじみ出て、逆に、我々の生活や遊びが川の中ににじみ出ていたわけですね。そこに連続性があったわけですね。ところが、今は、堤防によって、ここからこちらは町、ここからこちらは川と分断されているわけです。例えばお茶畑であろうが、農耕であろうが、まさにそれは生活の場です。その生活の場というものも川から出て行って欲しいという考え方は、堤内地と堤外地の連続性、生態系の連続性、地域社会との連続性を復元しようとしているこの流域委員会の方向性と若干矛盾があるのではないかと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

先ほどのグラウンドの話でもそうですが、時限的に考えていこうということです。そのためには必ずプロセスがあるだろうと思います。その中でお互いの認識というのが生まれてこないと進まないということがありますね。ですから、既得権がある場合、時間を区切りながら進めるというやり方があると思います。

もう一つは、中間とりまとめの次の段階ですが、いろいろなことを決めても、どう実現していくかという実績が要ります。そういう時、市町村、県も含めて、地域住民、第三者的なNGO、NPO的なところも含めて協議会的なものを持って決めていくシステムが要ると思います。

ですから、ある意味では、時間がかかって当然ですし、京都でしたら、例えば十条に朝

鮮の方が戦後、川の中に住まわれました。それはそういう状況があったわけです。その人たちの負荷を解消していくのは、ある意味では大事です。ブラックバスの話でありましたが、趣味や刺激と生活を深くしていくということとの違いは、やはり皆さまが認識していないといけないだろうと思っています。

荻野委員（淀川部会）

川というのはそもそも公のものですよね。ですから、排他的に個人が独占して使えるところがあるところが川の中にあってはいけないというのが基本的なものの考え方ではないかと思っています。社会資本ですから、だれもが川をエンジョイすることは当然であると思います。それは、流水管理もそうですし、水面管理もそうですし、敷地の管理という面においても、当然、私権の対象となるような利用は排除すべきであるというのが原理原則だと思います。

但し、堤内私有地である今のお茶畑には、歴史的な背景があるわけですね。歴史的な背景をよく理解しなければ、法律があるからといって堤内地に移動してもらうというわけにはいかない面があります。人間の生活ですから。

それでは、歴史的な背景を踏まえて、なおかつ私権の対象にしてはいけないと判断するか、或いはやはり歴史的な背景を考えて、社会的にこれはもう認知されたものだとするか。周囲の人もそういうものを認めているではないかというものについては、そう簡単に排除できることもないものだと思います。

今後、これから河川敷に新規に施設をつくることについては、川は公のもので、公の空間ですから、新たに私権を設定するようなことはなるべくやめようということだと思います。市町村であっても、例えば枚方市の公園としてならよいのかどうかはわかりませんが、非常に排他的な雰囲気を持つような施設はやはり排除して、社会資本として本当にあるべき姿を忠実に展開していくべきではないかなと思います。

ですから、お茶畑は、法律があるから排除するというわけにはいかない部分もあるので、やはり歴史の慣習、慣行みたいなものも頭に入れて、徐々にいろいろ考えていくことが大事だと思います。それは原理的に可能ですし、そういう方向でしか対応のしようがないのではないかと思います。

芋畑の話が先ほど出ましたが、根菜類というのは、芋を食いにモグラが入ってくるわけです。それで爆発的に増えるのですね。そんなことをすると、多分、河川管理者は非常に困られるだろうと思います。ただ、ではトウキビであればよいのかとか、いろいろなことになりましたが、そういったものこそ堤内地の方で確保すべきであって、川では本来の川らしさを将来的に取り戻していくためのプロセスを踏んでいくということではよいのではないかと思います。

田中委員（淀川部会）

農作物話が出ましたが、河川敷で農作物をつくってもよいということになれば、いろいろな問題が出てくると私は思います。例えば、農薬の問題、肥料、或いはいろいろな農作物に携わる構築物や小屋。現実にはそういうところが今もあるわけなのですが、これは水辺

に影響が出るという大きなデメリットがあるので賛成できません。

有馬委員 (淀川部会)

お茶畑ですが、かつてそこは川ではなかったわけです。しかし、治水上、断面確保のためにお茶畑を堤防の内側へ持ち込まねばならなかったという経緯があります。その時点で、無理やり川の中へ閉じ込められたわけです。河川管理者は、民有地を囲い、堤防を引いたことで入ってきたということに対して、どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

私の考えでは、無理やり川の中へ入れたのですから、買い上げるしかないだろうと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

我々の今までの基本的な考え方は、有馬委員がおっしゃった通りなのです。堤防の中に民有地があれば、これは予算の関係でなかなか買えないのですが、基本的には国有地にしていこうというのが従来の大原則なのです。

これに対して、今まで通りやれと言われるのが委員会のご意見なのですが、私が先ほど言ったのは、本当にそのままよいのですかという疑問を呈したのです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

有馬委員と関連がありますが、本当にシビアにいきますと、淀川で大下津というのがあって、ここの堤防を広げるために住民たちの暮らしを堤防の外へ出しているのです。しかも、2回もです。このきつさというのはすごいものですよ。ですから、根のある生活をどうしていくのかを将来にわたって考えていかないといけないだろうと思います。

それから、芋の話が出ていますが、嘉田委員を少し弁護してあげたいのです。親しみのある川が大切だということを言われたわけで、芋のことだけを取り上げるのはどうかと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そろそろ次へまいりましょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

次は簡単な話です。資料2-1の19ページ(31)です。汽水域においては取水しないことから考えて、水上スキー、プレジャーボート等はこの区間で限定的に使用させてもよいのではないかという記述です。

これは、他の箇所では、汽水域においてもやはりやるべきではないという話があったのです。資料2-2の榎屋部会長代理のご意見では、区間の一部ということならあり得るのではないかということなので、そういうことでよろしければ、次に行きたいと思います。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そういうことです。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

では、次に行かせてもらいます。

資料2-1の20ページ(32)の舟運についてです。ここで「地震等で、陸上交通に支障がおきた場合も含め、舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。」と書かれているわけですが、話を一歩進め、現在におきましても、例えば地震の時の震災対策として、緊急の船着き場や高水敷に緊急用の道路を整備しているのです。

ただ、船の場合は、枚方までならある程度水深がありますから来られるのですが、それより上流まで行くと非常に水深が浅くなりますので、淀川の河道自体を改変しないといけません。かつてデレーケがつくったように、水制を入れて、水深を確保することもしないといけませんし、またその維持のために掘削もしないといけないと思っています。

その辺、船を京都まで行かそうと思うと淀川に対してある意味で負担がかかることにもなるのです。中間とりまとめでは舟運の復活、或いは緊急時のための舟運についての対応も考慮しろということなのですが、その辺について、委員方の意見をお伺いしたいということなのです。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

この辺は作業部会でも随分議論したのですが、できるだけ舟運を復活して、行けるところまで行けるようにしたらどうかという意見でまとまったのです。ですから、例えば枚方の辺り、今ちょっと浅いところもありますが、そういうところも、できるだけ通れるようにしたらどうかというのが委員の意見です。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

基本的には、例えば河口から三川合流辺りくらいまでは、船が行けるようなことをまず考えてみるということであれば、そのやり方についてはまた我々が具体的に出しますので、その上でまた意見を頂くということによろしいですか。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

段階的に議論しながら進めていけばよいと思います。

川上委員 (委員会・淀川部会)

考え方として、大山崎の辺り、三川合流点の辺りは、昔から交通の要衝ですよ。新幹線は通っている、阪急電鉄は通っている、国道171号線、国道1号線も通っている、本当に交通の要衝なのです。あそこが何かのパニックで全部ストップしてしまった時、使えるのは川だけという状態になります。そんな事態が起こるかどうかわからないのは全く予測も何もできませんが、そういうことが考えられるということです。

もう一つは、淀川の川筋というのは、昔から物流のため、或いは交通のため、様々な楽しみも含めて、舟運という一つの文化があったわけですね。それをやはり、未来につないでいくということも必要かなと思います。

それから、もう一つ大事なポイントがありますが、今、ちょっと忘れてしまいました。思い出したら、またお話しいたします。

山本委員 (淀川部会)

前に舟運のお話を伺った時に、枚方、楠葉辺りで、船が通れるだけの水深がとれないということでした。先ほど、環境用水とか河川需要水の話もありましたが、今、平水時、大体どれくらいの深さがあって、船を通すためにどれだけ手をかけなければいけないかとかいったことを教えて頂けますか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

枚方から楠葉よりちょっと上まで含めて、恐らく一番水深の浅いところで 30cm くらいではないかと思います。この前、ボートで下りましたが、ボートから手を出せば、すぐ底をさわれるところもありました。

船にもよるのですが、それなりに人がたくさん乗ったり、物を運ぶ船となると、喫水で最低 1m50 から 2m くらいの深さが必要だと思っています。

川上委員 (委員会・淀川部会)

済みません、思い出しました。もう一つ、物流という視点からですが、現在あまりにも自動車に偏り過ぎています。大量に重たい物を運ぶ時には、やはり川が使えるのではないかと思います。そういうメリットを活用するという意味もあろうかと思います。

小竹委員 (淀川部会)

鳥の話が全然出てこないですね。年間で 129 種類の鳥が来て、シギ類はオーストラリアからシベリアへ向かう途中に寄っています。軒先のツバメもインドネシアから来ています。十三の花火大会が 8 月 3 日に限定してあるのも、そういうことを考慮して行われています。ですから、譲り合う必要性があるというのは、船の運行にしても季節と時期を決めて、朝から晩まで絶えず船が行き来するのではなしに、観光的な意味での舟運と、非常事態の時は別ですから、何か工夫が必要だと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

簡単に申し上げます。

私はこの文章を読ませて頂いて、淀川でこういうことを考えられたのは、どなたが考えられたのかなと、不思議でしようがなかったのです。恐らく、船のことについてご存じないのだろうと思いますね。

船というのは、陸へ上げておいたら全然傷まないように思われるかも知れませんが、そ

れはとんでもない話で、舟の維持費というのは大変なのです。

そういうことを考えて、非常時に対応ということを考えれば、今や自衛隊もヘリコプターもあります。わざわざ 5 年なり 10 年なりに 1 回の非常事態のために考えるのは難しいと思います。そんなものを用意する余裕があれば別ですが、観光船で屋形船程度を走らせておいて舟運と言うなら、これはかわいいと思いますが、それ以上のことを考えるなら、淀川では無理だと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

船のことも当然調べています。可能な限り舟運もできるような川づくりをしたいと思っているのですよ。経済的にペイしないということで、どんどん舟運が衰えていったのですが、やはり、川をよくするという場合には川を見てもらいたいと思います。そういうことを言いますと、例えば三川合流までと言いますが、そんなけちなことを言わないで、宇治川については、せめて宇治くらいまで行って欲しいですし、木津川ももっと上流までいけるような川づくりをして欲しいと思います。

この流域委員会は 30 年先の河川整備計画ということですが、30 年ではまだ三川合流地点までしかできないかもわかりません。しかし、もっと先のことを考えたら、琵琶湖から大阪湾の河口まで船で下がるくらい、インクラインの復活を考えるくらいの雄大なものを、また遊びといいますか、これから川、水を楽しむということで考えて欲しいと思います。素人が考えたのではないかと一言しないでぜひ協力して下さい。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。

では、ここで休憩をして、3 時 55 分から再開ということにいたします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、3 時 55 分を再開といたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

[休憩 15 : 40 ~ 15 : 55]

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それでは、再開したいと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

資料 2-1 の 21 ページ(34)です。砂利採取の問題です。「河川からの砂利採取は、河川環境を著しく悪化させるので今後は廃止する。」と明言されているわけですが、従来は、確かに大量の砂利採取というのが行われていたわけですが、近年、河川環境への当然いろいろな配慮もありまして、極力抑えてきています。

従来、三川合流以下では、70~80 万 t の砂利をとっていました。それが、平成 10 年以

降は20万t以下に抑えていまして、今年度は16万tということになっています。桂川、宇治川、木津川、三川合流から下流に入ってくる年間の平均土砂量は、約20万t強です。そういう意味からすると、入ってくる土砂量までには抑えるという感じで、現状の河床維持というような意味からも採取しているわけです。河床の砂利というのは非常に有効な砂利資源ですから。

現在、もしも下流の方で異常に堆積するようなことになると、今の堤防対策が十分でない中では、流下能力的にも問題が出てきます。我々は砂利採取を抑制しながら、最低限の維持的な砂利採取というのを認めているわけです。

ここではっきりと、廃止すると書いてあるものですから、これはどういうご意見かということでお聞きいたしました。

今本委員(委員会・淀川部会)

先ほども申しましたように、確かに、淀川部会でそういうところをきちんと検討してないのです。今言われたように、入ってくる分にバランスする程度の土砂は、私は個人的にはよいと考えています。

ですから、淀川部会にもう少し時間を与えて頂きまして議論したいと思っています。私も部会の委員の1人として、そういうところも細かく読んでおかないといけなかったのですが、自分の担当したところは一生懸命読んだのですが、他のところはあまり読んでいません。そういう意味では、これは確かに指摘された通りだと思いますので、そう間違いを見つけたように言わないで下さい。暖かい目で見てください。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

非常に強い意思かどうかということを確認しただけです。

塚本委員(委員会・淀川部会)

本来の川らしい川という場合とダムも全部含めて、人為的に整備した場合を比較してどういう土砂の流れ方があるのかということを知ってきた時に、どの程度とっていったらよいか、直せばよいかとなりますよね。

今本委員(委員会・淀川部会)

土砂は動く方がよいのです。ところが、土砂が動かないところでは、確かにここは採取した方がよいというような箇所では、採取してもよいと思います。河川管理者からの質問すら読んでなかったなと思いながら、反省しています。

谷田委員(委員会・淀川部会)

今、量の問題をおっしゃったのですが、砂を採れば河川の環境をよくできる場所があるはずなんでよね。ところが、経済至上主義で、一番コスト的に安い方法で砂利採取を続けるのは、決して河川環境には優しくないと思いますね。そこら辺をきっちり情報を提示し

て頂いて、採るべき場所で採るようにするべきだと思います。その時の採り方も、サンドポンプは使わないとか、そういうことも情報を示して頂いた上で、バランスを考えて採る、或いは、過去の採り過ぎの累積があるのでしたら、しばらくやめる、そういう議論をしたいですね。

榭屋部会長代理(委員会・淀川部会)

では、次に行きましょう。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

次は、27ページ(42)で「淀川本川においては、中長期計画を立てて、掘削による高水敷の切り下げを逐次行い、本来の淀川の植生回復を図る。」と書いてあります。揚げ足をとるわけではないのですが、25ページ(2)の1)の上から3つ目、「『川の自然を再生する事業』に関する施工にあたっては、川の自然の応答を見つつ順応的、段階的に進めること。」ということで、ずっと流域委員会が始まった時から、順応的ということが出ています。そのことと、27ページの中長期計画を立てるということが、どうもしっくりといかないのです。

やってみてはその反応を見ながら、また違っていたらちょっともとに戻そうとか、或いはもうちょっとやろうかというのが、私は順応的、或いは段階的に進むということだと思います。例えば、川の自然を再生する事業において、中長期計画というようなものが立てられるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

谷田委員(委員会・淀川部会)

5年くらいを目安にして、河川管理者は努力して、河川環境を回復される事業をやっておられます。ただ、川の自然の応答レベルが5年レベルかということ、やはりそうではないと思いますね。もう少し長いスパンで、自然環境が戻ってくるということもあると思います。ですから、本来ならば、今、ポイントでやっておられるのをもう少し長く延ばされて、高水敷を切り下げて、そこをしばらく見てみるということです。5年とか10年の短期的な順応的管理が大事な場所もありますが、もう少し川に任せてやる場所も欲しいと思います。

去年、応用生態工学の専門家が「スペース・フォー・チェンジ」というエリアをつくって、他のところより生物の多様性を出していく場所にしようという試みを始めました。そういう場所をそろそろ考えなければいけません。それは5年程度のスパンではなく、もうちょっと長いスパンで、そういったスペースをとって頂きたいと思います。それはやはり中長期的に入るのではないのでしょうか。もちろん、順応的にやられるのは大賛成ですが、個人的な意見としては、そういう場所が欲しいと思っています。

川上委員(委員会・淀川部会)

見直し3年という言葉がありますが、やってみて3年おいて、また様子を見て、手を加えるという感じです。この河川整備計画が30年をめぐりにしているならば、中長期計画というのは10年から15年だと思います。その見直し3年を当てはめると、3年のスパン

を5回やると15年になるのですね。大体そんなイメージかなと私は思っています。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

わかりました。次に行かせてもらいます。

資料2-1の30ページ(44)で「高齢者・ハンディキャップをもつ人と川」ということで、最後の方の行で、「『川のバリアフリー化』、『ユニバーサルデザイン化』を進め流域のあらゆる人々が等しく川に親しめる空間を創出することが必要である」と書かれています。確かに、あらゆる人、いろいろなハンディキャップを持っている方々も、あらゆる川にアクセスできたらよいと思います。しかし、一方において、本来の河川の姿に戻すということ言えば、当然、そこには危険もあれば、不快なところもあるし、例えば目の不自由な方なら、そこへ行ったら危険だということもあると思います。

非常に管理された都市公園なら、バリアフリー化、或いはユニバーサルデザイン化もわかるのですが、本来の川に戻そうという考え方とは矛盾、ないし逆行しているのではないかなと思います。

川上委員(委員会・淀川部会)

逆行も矛盾もしてないと思います。今までの我々の社会の考え方というのは、弱者に対する視野が欠けていました。そのために、社会のあらゆるところがいろいろバリアだらけになっているわけですね。このバリアフリーという考え方は、バリアを取り除くという意味での引き算の考え方なのですね。それに対してユニバーサルデザインというのは、つくる時に最初から、ハンディキャップの人も含めた、だれでも使いやすいようにつくるという考え方なのですね。

従って、淀川水系の自然回復とか自然再生を重点的にやっていくといっても、健全者が川に触れ合うということはやりやすいわけですが、ハンディキャップがある人は、それはなかなかしにくいわけですから、そのところを、川づくりの時に配慮をして、バランスよくというか配慮をしてやってもらいたいという気持ちです。

高齢者、ハンディキャップのある人、男女共同参画とか書いていますが、流域委員会としては、この2つの問題は、今後の社会をつくっていく上において、最終答申の中から落とすことはできない部分だと思います。書かなければ書かないで、それはそれでよいのかもしれないですが、そうではなくて、あえて盛り込んでおきたい、そういう気持ちから入れているということをご理解、ご配慮願いたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

これは、本来の川らしい姿と一見矛盾するようですが、部分的に場所を決めて、1人で行けるように、スロープのあり方等を統一しておきたいというくらいの意味です。

これを全川にわたってやるとなると、確かに川本体の姿と矛盾します。ですが、川というのは、上流から下流まであるひとつの方法だけでやるというようなことではなく、その中のうちのある部分については、バリアフリーやユニバーサルデザインといったことを配

慮した川づくりもきっとできると思います。

私自身も、具体的なイメージというのはまだ持ち得ていませんが、都市部に近いようなところで、例えば近くに老人ホームがあるといったようなところは、こういうものができると思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

バリアフリーだからといって、均一なつくりにしてしまうと、柵をつくったのと、また日本の 7 割程度の海岸線の整備などと同じで、つくっただけであとは障害者をほったらかすということになると思います。基本的には、人がそのつどやはり手助けをして、行きにくいところへ一緒に行くという方法がよいと思います。ですから、今本委員が言われるように、部分的にはそうであってもと思います。

河川のことだけでなくこの 3、40 年間、均質、均等を目指しているいろいろやってきたのですよね。いろいろなことをユニット方式にして大量に処理してという具合に。風土に根づいた流域と暮らし特性を無視したようなその感覚はおかしいと思います。

柘屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

次、まいりましょうか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それでは、資料 2-1 の 31、32 ページです。ここで「国際交流・連携」、それから「国際技術協力」ということを、河川整備計画の中で位置付けると書いてあると思います。一般論としては当然、推進ということですが、今まさにこの河川整備計画をつくるにあたって、淀川琵琶湖水系が危機的な状況があり、危機感を持って修復するものは修復する、或いはライフラインまで変えていこうということを求めていかなければならない、かなりせっぱ詰まった状況の中で、国際交流・国際連携・国際技術協力と、治水・利水・環境とはかなり重さが違うような気がするのです。わざわざ河川整備計画に位置付けるのか、そこのお考えをお伺いしたいということです。

川上委員 (委員会・淀川部会)

昨日のシンポジウムでも少し申し上げましたが、地球温暖化や気候変動は、これから具体的な問題になって出てこようとしています。少なくとも、東アジアレベルでの環境というものを、これから考えていかざるを得ないと思います。特に、酸性雨等の問題に関しては、日本の対応だけではどうにもならない部分があるかと思っています。

私が住んでいます伊賀地域には、既に PH が 5 を切るような酸性雨が降っています。そして、この状態がずっと今後も続くとなると、土壌とか河川にいろいろな影響が出てくると言われています。

そんな中で、河川対策のパイオニアである琵琶湖淀川水系の河川管理者には、今まで蓄積したいろいろな経験や技術、ノウハウを、東アジア地域各国と交流する中で提供してい

き、また向こうの取り組みも参考にしていって、そういう必要があるのではないかと思います。その中から、こういう酸性雨の問題、国際的な環境問題を解決する方策を見いだしつつ、向こうもこっちもよくしていって、そんな取り組みが必要なのではないかと考えています。

これを、あえて淀川の河川整備計画に盛り込まないとならないかという問題は、いろいろな議論があるところだと思いますが、既に先行しています多摩川の河川整備計画には、国際連携とか協力というのが挙げられていたと思います。そんな考えから、この項目を入れさせて頂いたわけです。

荻野委員（淀川部会）

日本は、好むとも好まざるとにかかわらず、アジアモンスーン気候帯の中の一員ですよね。東アジアというのは、梅雨時というのは雨期ですよね。そういう意味で、アジアの河川にはアジアの河川の1つの共通基盤みたいなものがあるのではないかなと私は思っています。

1つは水文学的な意味の基盤と、もう1つはコメづくりすなわち水田開発の文化と生物多様性という意味で、ヨーロッパ、アメリカの川に比べて、生物が非常に多様であるということと、気候帯として、雨の降り方、川の長さ、基本的な河川平均勾配みたいなものを含めてアジアの中で、日本は非常に進んだ国ですから、治水計画とかいろいろな計画の中で進んだところがあって、それを韓国の人も台湾の人もよく見ているなという感じがあります。

もう1つは、私はやはり、日本の河川整備計画は、アジアの気候、アジアの河川の中で位置付けなければならないのではないかと、世界の河川、特にヨーロッパの河川を見ながら治水計画、利水計画を立てると大きな間違いをするのではないかという気がします。

日本には国際河川がないので、特にこういうことは必要ないかも知れませんが、日本の河川整備を考える時に、アジアモンスーン地域ということと、生物多様性ということは、よく考えもってやらないといけないという議論がされたということです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

極端に言えば明治より、日本の文化と暮らしというのを壊してきたとも言えます。その不合理さというのにまず気づくことが大切で、風土というのはすごく大事です。その特性を知って、実際にやっていくことで、よその国を知り、よその国と付き合うということが今後とても必要なことです。

山本委員（淀川部会）

他省庁との連携ということも他で言っていますが、国際的な協力とか、多分野にわたる人の交流とか学習の機会とか、河川管理者の側にとっても有益なことだと思います。ですから、これは予算の問題もあるかもしれませんが、重要なことだと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

私が言いたかったのは、重要なことはわかっているのですが、これだけの大変革を我々に求められて、我々はやろうとしているわけです。それは物すごく、マンパワーも必要であればお金も要るし、必死になってやらなければならないのですね。

その中で、国際交流、国際技術協力というのは、やるにこしたことはないのですが、我々が今から、本当に大仕事をしなければいけないという時に、これがやはり優先的にこの中に入ってくるのですかということです。ましてやこの中では、単に我々が勉強するのではないのですよ。国際的に指導しようとか、協力しようとか言っているわけでしょう。そんな余裕は少なくともないと私は思っています。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

この話はこれくらいにして、まだ何かありますか。

荻野委員 (淀川部会)

例えば、淀川工事事務所の中で、JICAの専門家を外に出られる方はたくさんおられるでしょう。その時に、そこで得た技術なり何なりは、世界に向かっていろいろな形で反映するわけです。そういう考えも持ちながらやっていかないと、日本は孤立した島国ですが、やはり世界に広がっていく必要があると思います。

もう1つは、これは河川管理者だけが全部1人でやれということではなくて、河川レンジャーや流域センターとういうところと連携プレーをとりながらやっていくという意味合いも大事ですし、ハードだけではなくてソフトも非常に大事なのです、という意味合いをくみ取って頂ければよいのではないかと思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

これについては、また今後議論させて頂きたいと思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

そうですね。十分議論の余地があると思います。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

榭屋委員の方から10分間と云われたので、もうこの辺で終わりますが、他にもわからない文言もあります。例えば資料2-1の13ページ(22)、「河床等に堆積している土砂の2次浸食」等の言葉や意味がわからないところがありますが、あまり議論するところではないと思いますので、それぞれ個別の委員にお伺いして確認したいと思います。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今後も議論をしていく場はあると思いますし、ワーキンググループも開催していますから、随時、必要に応じて参加して頂くなり、何かそういうことを考えて実施したいと思

ます。

長時間ご苦労さまでした。

次の議題に入りたいと思います。次は今後の活動の内容についてです。資料 3-1「淀川部会 一般意見聴取の試行/現地対話集会(案)」という資料があります。これについて庶務から簡単に説明してください。

庶務(三菱総合研究所 新田)

省略[資料 3-1 の説明]

寺田部会長(委員会・淀川部会)

本日は河川管理者との意見交換の第 2 回目をやったのですね。5 月 15 日に中間とりまとめを確定して発表しました。この中間とりまとめは、まさに中間的なとりまとめで、委員会と 3 つの部会、それぞれがこれまでに議論してきたところを、何を指すかということで最大公約数的にまとめさせてもらったということです。

しかし、これは先ほど来、いろいろ皆さまがお聞きの通り、テーマごとに多様な意見があります。今後、議論を深めて深化をさせることが、私たちのこれからの作業なのです。

その一歩として、河川整備計画原案を 8 月末くらいに出してもらおう河川管理者との意見交換をまず最優先するため、中間とりまとめに対する疑問点を出してもらい、本日第 2 回の意見交換を行ったわけです。

淀川部会の今後の検討課題をいろいろ出してもらったと思います。ですから、各委員間でも意見のいろいろ違うところがあるということに自覚でき、大変意味のある会議でした。あまり自分の意見を言わないで興味深く意見を聞かせて頂きました。

先ほど庶務から説明してもらった部分については、河川整備計画原案は 8 月末に出るであろうと思われませんが、その時までには部会としてなにをすべきかを、前回の 5 月 27 日の部会において議論したわけです。その中で出たことは、やはり中間とりまとめに対する各界の考え方や意見を幅広く聴こうではないか、聴くべきではないかということでした。関係する地方自治体の方からいろいろな意見も上がっています。そういうところからの意見をまず聴かせて頂こうということです。それから、もちろん流域の住民のなるべくたくさんの方から、部会には来て頂けないような方のところに出かけて行って、意見を聴かせてもらうことは是非ともやろうということになりました。

先ほど庶務の方から説明してもらったように、現地対話集会は主にこの 4 つのテーマの中から選んではどうかということです。それから、このテーマの中でもどういう部分を主に意見交換するか、少し具体的に書いてもらいました。今日はこの中からテーマ、それから意見聴取の時期と回数、場所を確定して、8 月中には実施したいということで、今、お諮りをさせてもらっているわけです。

この議題について、皆さまの方で今日できれば確定をして頂きたいということをお願いしたいと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

ありがとうございました。8月中に2回くらいは実施したいと思っていますので、これに関して具体的にご意見はありますか。

今本委員 (委員会・淀川部会)

資料3-1の洪水防御、防災のところですが、やはりこの流域委員会で変革しようとしている、水害の発生防止から被害の軽減とこの考え方についてどう思われるかをお聞きしたいと思います。それがよいのか、悪いのか、支持されるのかどうかをお聞きしたいと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

テーマは とあるのですが、8月中に2回開催、数字の順番に進めるとすると、 とということになります。皆さまが出席できる日をアンケートで決めてしまう手続で進めてもよいでしょうか。

山本委員 (淀川部会)

リアクションの大きさから言えば、高水敷ではないでしょうか。部会として態勢が整ってないような気もするのですが、こういう機会にご意見をお聴きする、議論をする場が必要だと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

前回、当初は3回実施しようと提案をさせていただきました。しかし、8月中に実施するとすれば、2回が限度ではないかという意見がありました。2回に絞るとすれば、どのテーマかということを選ばざるを得ないということです。

それから、高水敷の問題についても前回の検討部会では意見が分かれました。意見が非常に対立する高水敷の問題を取り上げた方がよいのではないかという積極論と、ちょっと避けた方がよいのではないかという消極論がありましたね。

しかし、今日の意見交換の中でも出ましたように、この問題について、やはりこの流域委員会がはっきりと意見を言っていくとすれば、そういうことを避けていたのでは意見は言えませんから、やはり十分に意見を聴くということは必要なのかもしれません。そこは皆さまで決めて頂いて、洪水防御、防災と高水敷利用の2つに限定するのか、もしくはもう1回追加して実施するのか、もしくは2つのテーマを1日でやってしまうというのも考え方ですから、具体的に皆さまの意見を出して頂いて決めてもらいたいと思います。

今本委員 (委員会・淀川部会)

私はこの4つのテーマとも、どうしても意見を聴きたいと思いますので、1回に2テーマ実施するというは無理でしょうか。午前、午後、それぞれ2時間ずつ、合計4時間。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

その時に場所をどうするかですね。場所は1カ所でやるのか。

田中委員 (淀川部会)

高水敷利用については、会のつくり方を、きちっと考えておかないと、混乱も予想されると思うのです。或いは、どういう人たちに来て頂いて、何人来て頂くのかという、細かいところまで決めておかないといけないと思います。民主的な話し合いができればいいと思いますが、対決的な議論で混乱が起きないように、十分考慮しておいた方がよいのではないかと考えています。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

優先順位としたら、やはり一番は洪水防御ですね。その次にやはり水需要ではないでしょうか。

川上委員 (委員会・淀川部会)

高水敷利用と環境・水質は、1つにまとめたらどうでしょうか。

荻野委員 (淀川部会)

私も今本委員の案に賛成したいのです。水需要と洪水防御を1日で午前と午後に、それから高水敷と環境・水質を他の日の午前と午後でやりたいと思います。夏の間ですから、いろいろ皆さまご都合があるかと思いますが、2日間、がんばってディスカッションするのがよいと思います。

水需要管理の3つめの項目に「農業用水と河川」と書かれてありますが、例えば農業用水を取り上げるということでしたら、農協ではなくて、土地改良区ですし、都道府県の耕地課なり農林水産部の関係者のご意見を聴かれるのがよいのではないかと思います。農家にはこの問題は直接関係ないことではないかと思います。農家は、土地改良区が農家の代表という形を今とっていますので、例えば大阪府の耕地課といった人からコメントを頂くのがよいと思います。京都府ももちろん来て頂いた方がよいと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

ただ、農家にお話を聞けば、どれだけのずれがあるかがわかりますよね。

榊屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それでは、テーマとしては水需要と洪水防御、高水敷と環境・水質というような組み合わせで午前と午後に分けて実施するというので、よろしいですか。

あと、場所の移動の問題もありますね。例えば、名張は大変ですから、京都と八幡だと移動できるかもしれませんね。あと、高水敷と環境・水質は枚方と大阪市の下水道、

その辺でしたら場所的には適当なのではないかという気がします。あとは開催日をどうするかということがあります。お盆がありますから、それを避けてということになるでしょう。そうすると、8月上旬に1回と8月下旬に1回、或いは8月下旬に2回。

塚本委員（委員会・淀川部会）

水需要と 洪水防御を1日で実施するのはきついです。夏はきつい時ですしね。やはり真剣に考えたいですから、水需要と 洪水防御は分けた方がよいのではないかと思います。

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

ですから、今の提案のように、水需要、洪水防御、それから高水敷と 環境・水質をまとめて計3回実施するということがよろしいでしょうか。8月中に2回、9月に1回実施するということがよいですか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

水需要管理の対話集会をやる前に水利関係のデータベースや、実際にどういうぐあいに水が回っているかというデータを頂かないと議論にならないのではないかと思います。それは行政レベルでちゃんと資料があるわけですから、その勉強会をまずやってからやらないと駄目です。

しかも、かなり厳しい議論をしなければいけないと思います。改良区も入って頂き、耕地課も入って頂くとなるとね。はい、会いました、意見を聴きましたという前に、権利関係がどうなっているかというようなことも含めて勉強するとなると、かなり時間が要するという気がします。しかも、これは結構いろいろなところに効いてくる要の問題だと思えますから、セレモニーとしてやってしまえばよいというわけではないと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

委員会の水需要のワーキンググループでは、7月2日に水需要管理とは何かについての勉強会、それから7月8日に河川管理者側からいわゆるフルプランについての説明をお願いしているのです。

是非、その時に説明して頂きたいと思いますので、ワーキンググループに参加して聞いて頂ければ、かなりわかるのではないかと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

ちょっと質問なのですが、委員全員による対応ですよね。ワーキンググループの委員がそれぞれの集会に対応するというものではありませんね。

柘屋部会長代理（委員会・淀川部会）

基本的には全員対応というのが基本です。

スケジュールを具体的に決めていきたいのですが、今のお話で 水需要、洪水防御、高水敷と 環境・水質の 3 つのグループに分けて 3 回実施する。開催日は 8 月中に 2 回程度と書いてありますが、それに 9 月初旬くらいを入れて 3 回ということで、皆さまの出席して頂ける日をアンケートで決めるということによろしいですか。

それでは、ちょっと時間的に遅くなりましたが、一般傍聴者の皆さまからご意見をお聞きしたいと思います。

傍聴者 (佐川)

高槻市の佐川と申します。

水質問題に関連して、下水道整備計画というのが現在実施されているわけですが、これと相反するようですが、家庭用の浄化槽があります。特に下水道整備が人口密度の少ないエリアに行けば行くほど、お金はかかる、時間はかかるということになって、その結果いつまでもたっても排水が浄化されません。家庭排水というのは BOD 負荷が非常に大きいし、それがほったらかしになるということは、結局、その水は琵琶湖ないし淀川に入ってくるということになるわけですから、これの見直しというのは見逃すことができない問題ではないかと思えます。

ですから、この流域委員会で結論が出せないのであれば、少なくとも関係先に対して、流域委員会としてはこういう考え方をしていますと提言をしてもしかるべきではないかと考えます。以上です。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

どうもありがとうございました。他にありませんか。ないようでしたら次へ進みたいと思いますが、あとは次回以降のスケジュールということですが、庶務の方から少し話をお願いします。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

今回の第 17 回の淀川部会ですが、委員の皆さまに 7 月の下旬から 8 月の頭にかけて日程をお伺いしています。その中で一番多かったのが、7 月 31 日の 13 時半から 16 時半ということで、今のところ、13 名が出席可能で、3 名が欠席予定、未回答 2 名となっています。今回の淀川部会はこの日が最適ではないかと思われます。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

7 月 31 日ということで、次回決めさせて頂いてよろしいですか。

では、7 月 31 日の 13 時 30 分から第 17 回の淀川部会を開催したいと思います。議題について、庶務から説明して頂けますか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

今回は河川管理者から河川整備計画原案を少し出して頂く予定になっております。それ

から、一般の皆さまからの中間とりまとめに対して意見が出てきていますので、それについての質疑応答や意見交換が考えられます。

また、先ほどの現地対話集会につきましても、もう少し具体的な計画としてご説明させて頂きたいと思います。以上です。

榭屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

本日は河川管理者との間の対話があり、部会の中の対話も進んだという気がします。長時間どうもありがとうございました。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

それでは、これをもちまして、第 16 回淀川部会を終了させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

以上